

令和6年度事業計画

新型コロナウイルスの感染拡大については、令和5年5月に第5類に分類され、ようやくコロナ禍前の日常生活が戻りつつあるが、依然として根絶するまでに至っておらず、予断を許さない状況が続いている。

令和6年度は、前年に引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策に万全を期しながら、民間の暴排組織の中核として、「暴力団のいない安全で安心な地域社会の実現」を目指し、県警察、弁護士会を始め、地域・職域の暴排組織等と連携し、広報啓発活動、不当要求防止責任者講習、青少年に対する暴排教室等の研修活動等を重点に、次の事業を推進する。

1 広報啓発事業（第1号事業）

(1) 暴力追放県民大会の開催

令和6年度も、県内を2ブロックに分けて参加人員を300名程度の規模とし、10月22日に長門市の「ルネッサながと」において、第32回山口県暴力追放県民大会を開催し、県民の暴排意識の高揚に繋ぐ契機とする予定である。

(2) 各種広報媒体を利用した広報啓発活動の推進

暴迫センター事業活動の周知を図り、併せて暴排意識の高揚を目的として、会報「暴迫やまぐち」、暴力追放ポスター、リーフレット、カレンダー、広報啓発用ポケットティッシュ等のグッズをあらゆる機会に配布する等の広報啓発活動の実施、並びにホームページやFAXネット（BizFax）を活用してタイムリーな情報提供を行う。

なお、令和5年度末からの新規事業として開始した、山口中央郵便局及び下関中央郵便局に設置されているテレビモニターを利用した「デジタルサイネージ広告」については、両郵便局の来訪者が1日当たり延べ約900名、年間延べ約28万5千名と多く、視覚に訴えた広報は、県民に幅広く暴排意識を浸透させる効果が十分に高いものと認められ、令和6年度も同事業を継続することとしている。

(3) 視聴覚教材の整備と貸出し

暴力団排除意識の高揚を図るため、警視庁監修の暴排啓発DVD、視聴覚教材を追加整備するとともに、地域・職域・企業・行政等からの要望に応じて積極的な貸出しを行い、教材の活用促進を図る。

2 組織活動支援事業（第2号事業、第6号事業、第8号事業、第9号事業）

(1) 地区暴追協議会に対する支援

暴力追放運動の拠点として活動している8地区暴力追放運動協議会に対しては、支援金支給規程第18号に基づく申請等により、各種暴排資料の提供や事業助成のための支援金を交付するほか、地区暴追協議会開催の総会に参加する等、各種施策に対する支援を行う。

(2) 公共工事関連暴力団排除組織に対する支援

暴力団の介入が予想される大型公共工事に対し、暴排協議会の設置を働きかけるとともに、設置された協議会には、暴追センター職員を派遣し、暴排講習の実施、暴排資料の提供等積極的な支援に努める。

(3) 職域暴力団排除組織に対する暴排講習実施等の支援

行政機関、企業等各種事業所等からの暴排講習要請については、積極的に職員を派遣して実施し、暴力団排除意識の啓蒙・啓発に努める。

(4) 不当要求情報管理機関に対する支援

「不当要求情報管理機関」として国家公安委員会に登録されている証券業協会等の県内組織に対し、不当要求による被害の防止についての資料提供や警察への連絡方法の教示等の支援を行う。

(5) 地域住民等に対する支援

ア 暴力団事務所撤去活動への支援

暴力団事務所の進出阻止活動を推進するため、「住民大会」等への参画等積極的な支援に努めるほか、暴力団事務所使用差止業務については、適格都道府県センターとして、裁判費用の貸付等を含め積極的に裁判に関与する。

イ 訴訟費用等の無利子貸付

上記裁判費用のほか、暴力団員から受けた被害に係る損害賠償請求訴訟費用、物的被害を受けた者に対する被害の修復費用等に対して無利子貸付を行う。

ウ 見舞金の給付

暴力団員により敢行された傷害事件等の被害者に対し、見舞金を支給する。

3 暴力追放相談事業（第3号事業）

(1) 暴力追放相談活動の推進

当センター職員3名及び相談委員に委嘱している弁護士、保護司、少年指導委員と連携し、個別事案に即した的確な相談対応を推進する。

(2) 暴力追放相談委員の研鑽

暴力追放相談委員のスキルアップと相談委員相互の連携強化を図るため、研修会を開催して情報交換を行うとともに、令和6年度も全国センター主催の研修会に積極的に参加して、相談事案の対応方策等の研鑽に努める。

4 不当要求防止責任者講習事業（第7号事業）

(1) 不当要求防止責任者講習の実施

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じながら、各事業所で選任された不当要求防止責任者を対象に、DVDの視聴、ロール・プレイングや民暴弁護士による講演を組入れた効果的な責任者講習を実施する。

また、責任者の未選任事業所に対しては「暴追センターだより」、「ホームページ」、各種研修、会議等を利用して選任勧奨を行い、受講者数の拡大を図る。

(2) 講習資料の整備充実

暴力団対策法や山口県暴力団排除条例の内容のほか、最近の暴力団情勢、不当要求の事例等を取り入れた受講者のニーズに応える講習資料の作成に配意し、本県独自で作成している「山口県の暴力団情勢」等の各種資料の内容の充実を図る。

5 暴力団からの離脱、就労支援（第5号事業）

(1) 暴力団員の離脱・就労支援

暴力団組織の弱体化を図るため、警察と連携して組員の離脱促進・就労支援活動を行う。

なお、就労支援対策については、当センターにおいて設立した「山口県暴力団員社会復帰対策協議会」に県内の協賛企業22社が加盟し、暴力団を離脱した就労希望者の受入れ可能先となって支援を行っている。

また、全国規模の就労支援組織として設立されている「広域連携協定協議会」（38都道府県加盟）にも加盟しており、当センターの協賛企業のうちの4社が登録し、全国への就労支援対策については、同登録企業を中心に積極的に推進する。

(2) 更生援助金の支給

暴力団を離脱し、更生する意志を有しているが、当面の生活資金を有さないため、緊急の資金援助をしなければ暴力団からの離脱及び更生が困難と認められる者に対し、上限5万円の更生援助金を支給する。

また、暴力団から離脱して就労を希望した者を雇用した協賛企業に対しては、暴力団員離脱雇用給付金を支給する。

6 少年に対する暴力団の影響を排除する事業（第4号事業、第10号事業）

少年と暴力団に関する相談事案に積極的に取り組むほか、警察本部組織犯罪対策課、少年課等の関係機関・団体、少年関係ボランティア等との緊密な連携を図り、少年に対する暴力団への加入強要の防止等の対策を推進する。

また、近年、社会問題にもなっている暴力団等反社会的勢力が絡んだ闇バイトに少年が関与することを防ぐための諸対策が喫緊の課題となっており、令和6年度からは、警察本部組織犯罪対策課や県弁護士会民事介入暴力被害者救済センターとの三者連携を図りながら、県内の高校、中学校に出向いて生徒を対象にした暴排教室の内容を拡充して開催する他、啓発ポスターやチラシを作製して県内の高校、中学校に配布する等、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動、いわゆる入口暴排活動を強力に推進する。

7 調査研究・情報収集及びその他の事業（第11号事業）

(1) 調査研究

当センター及び警察、弁護士会の3者で構成する「山口県民事介入暴力対策研究会」において、暴力団排除に関するテーマに関して、調査・研究、議論を行い実務に反映させる。

(2) 暴力団追放モニターの活動の活性化

暴力団情報収集のため、委嘱している暴力団追放モニター5名に対する個別面接を随時実施し、暴力団情報収集活動の活性化を図る。

(3) 暴力追放運動功労者等の積極的賞揚

暴力追放運動の功労者及び団体等に対する積極的な表彰及び全国・管区表彰の上申に努める。

(4) アンケート調査の実施

暴力団関係者等による不当要求の実態を把握するため、不当要求防止責任者講習の機会を活用して、受講者を対象にアンケート調査を実施する。

(5) 賛助会員の募集

財政基盤を確立し、安定した事業活動を行うため、恒常的に賛助会員の募集を行って、会員の拡大に努める。

以 上